

◎佐賀県条例第45号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第4号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により県税の不均一の課税をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域再生計画 法第5条第1項に規定する地域再生計画であって、同条第16項の認定を受けたものをいう。
- (2) 地方活力向上地域 法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (3) 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画であって、同条第3項の認定を受けたものをいう。
- (4) 認定事業者 法第17条の2第3項の認定を受けた事業者をいう。
- (5) 特別償却設備 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備のうち、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成22年佐賀県条例第22号）第3条第1項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成25年佐賀県条例第38号）第3条第1項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。

(県税の不均一課税)

第3条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6の規定による地方税の不均一課税に伴う措置の対象になるものとして省令第2条第1号に規定する期間内に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者で同条第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年以内の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条及び県税条例第51条の4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。

- (1) 初年度 県税条例附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条又は県税条例第51条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率
 - (2) 第2年度 県税条例附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条又は県税条例第51条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率
 - (3) 第3年度 県税条例附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条又は県税条例第51条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率
- 2 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第17条の6の規定による地方税の不均一課税に伴う措置の対象になるものとして省令第2条第2号に規定する期間内に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者に限る。）（次項において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（省令第1条に規定する公示日（次項において「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第58条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。
- 3 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産（公示日以後に取得したものに限り。）に対して課する固定資産税の税率は、県税条例第135条の規定にかかわらず、市町が当該償却資産に対して最初に固定資産税を課すべき年度（以下この項において「初年度」という。）以後3年度に限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。
- (1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率
 - ア 初年度 100分の0.14
 - イ 第2年度 100分の0.35
 - ウ 第3年度 100分の0.7
 - (2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率
 - ア 初年度 100分の0.14
 - イ 第2年度 100分の0.467
 - ウ 第3年度 100分の0.933
- （不均一課税の申請）

第4条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定める期限までに、知事に申請しなければならない。
（不均一課税の適用除外）

第5条 知事は、第3条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均

一課税はしないものとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の規則で定める公害防止等に関する法令及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）に違反した場合において、設備の改善その他公害の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ぜられたにもかかわらず、これに従わないとき。

(2) 前条の規定による不均一課税の申請に係る特別償却設備の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

（佐賀県行政手続条例の適用除外）

第6条 佐賀県行政手続条例（平成7年佐賀県条例第28号）第3条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 佐賀県行政手続条例第3条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

2 法第17条の2第3項の認定を受けた日から県税条例附則第16条に定める期間の末日までの間に土地の取得が行われた場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、第3条第2項の規定にかかわらず、100分の0.3とする。